

平成27年5月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ワ)第945号 損害賠償請求事件

平成26年(ワ)第2914号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成27年3月18日

判 決

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号サンシャイン60

各事件原告 弁護士法人アディーレ法律事務所

代表者社員 石丸幸人

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号サンシャイン60

各事件原告 石丸幸人

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木淳巳

愛知県一宮市公園通3-30-6

平成26年(ワ)第945号事件被告

瀧 康暢

名古屋市西区城西1-12-12

平成26年(ワ)第945号事件被告

平井 宏和

名古屋市中区丸の内3-6-41 DDSビル501

平成26年(ワ)第945号事件被告

堀 田 崇

名古屋市中区丸の内3-14-32丸の内3丁目ビル3階

平成26年(ワ)第945号事件被告

眞 下 寛 之

名古屋市中区丸の内3-15-20丸の内三幸ビル6階

平成26年(ワ)第945号事件被告

田 中 英 生

名古屋市西区城西1-12-12パークサイドビル2階愛知市民法律事務所
内

平成26年(ワ)第2914号事件被告

名古屋消費者信用問題研究会

代 表 者 瀧 康 譲
主 文

- 1 各事件原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、各事件原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 平成26年(ワ)第945号事件

- (1) 被告らは、原告弁護士法人アディーレ法律事務所に対し、連帯して556万4020円及びこれに対する平成26年3月29日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- (2) 被告らは、原告石丸幸人に対し、連帯して400万円及びこれに対する平成26年3月29日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

2 平成26年(ワ)第2914号事件

- (1) 被告は、原告弁護士法人アディーレ法律事務所に対し、200万円及びこれに対する平成26年7月25日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、原告石丸幸人に対し、200万円及びこれに対する平成26年7月25日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 (1) 平成26年(ワ)第945号事件は、平成26年(ワ)第945号及び同年(ワ)第2914号事件原告弁護士法人アディーレ法律事務所（以下「原告アディーレ」という。）と各事件原告石丸幸人（以下「原告石丸」という。）が、平

成26年(ワ)第945号事件被告瀧康暢（以下「被告瀧」という。），同事件被告平井宏和（以下「被告平井」という。），同事件被告堀田崇（以下「被告堀田」という。），同事件被告眞下寛之（以下「被告眞下」という。），同事件被告田中英生（以下「被告田中」といい，上記被告5名を「被告瀧ら」という。）に対し，被告瀧らが原告らに対し著作権侵害等を理由とする損害賠償請求訴訟を提起し，敗訴判決を受けて確定したところ，被告瀧らの上記訴訟提起等が違法であり，また，被告瀧らが記者会見を行って訴訟提起を発表した行為が名誉毀損に当たり違法である等と主張し，不法行為に基づき，原告アディーレにつき損害賠償金合計556万4020円，原告石丸につき損害賠償金合計400万円及びこれに対する訴状送達日翌日である平成26年3月29日から支払済みまで民法所定年5%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

(2) 平成26年(ワ)第2914号事件は，原告アディーレと原告石丸が，同事件被告名古屋消費者信用問題研究会（以下「被告研究会」という。）に対し，同被告の会員である被告瀧らが原告らに対し著作権侵害等を理由とする損害賠償請求訴訟を提起し，敗訴判決を受けて確定したところ，被告研究会が管理するウェブサイト上で上記訴訟提起をしたこと及び訴状を貼り付けて閲覧させたことが名誉毀損に当たり違法である等と主張し，不法行為に基づき，原告アディーレにつき損害賠償金200万円，原告石丸につき損害賠償金200万円及びこれに対する訴状送達日翌日である平成26年7月25日から支払済みまで民法所定年5%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提となる事実（争いがないか，後掲証拠により容易に認められる。以下，書証については，特定をしない限り，枝番も含む。）

(1) 当事者

原告アディーレは，訴訟事件，非訟事件及び行政手に対する不服申立事件

に関する行為その他一般の法律事務を行うこと等を目的とする弁護士法人である。原告石丸は、原告アディーレの社員であって、代表社員を務めたことがあります、弁護士である。

被告瀧らは、愛知県弁護士会に所属する弁護士である。

被告研究会は、平成17年5月に愛知県内の弁護士を中心として消費者問題に関連する被害の予防、被害回復、消費者の権利の確保や実現を目的として設立された団体である。被告瀧は、被告研究会の代表を務め、被告平井、被告堀田、被告眞下、被告田中は、被告研究会の会員である。（甲25、26）

(2) 被告瀧らの執筆による書籍の発行（争いがない。）

ア 株式会社民事法研究会は、平成18年2月16日付で、被告瀧らを含む被告研究会所属の弁護士ら19名が執筆した「Q&A過払金返還請求の手引[第2版]」（以下「被告書籍1」という。）を発行した。被告書籍1は、消費者金融等の貸金業者から借入をした消費者が利息制限法所定の利率を超える利率に基づく返済をしたことによって生じる過払金の回収方法について、弁護士、司法書士、民間団体の相談員等のみならず、過払金を回収する債務者本人をも対象として、Q&A方式、つまり項目毎に質問とその回答を記載する方式により、図表や書式を用いながら平易な記述で解説する書籍であり、平成17年4月に初版が発行されたが、主要な最高裁判所等の判決や金融庁事務ガイドライン改正を踏まえた改訂が加えられた。

イ 株式会社ダイヤモンド社は、平成18年11月30日付で、被告瀧らを含む被告研究会所属の弁護士ら28名が執筆した「[過払い金回収マニュアル]サラ金・消費者金融からお金を取り戻す方法」（以下「被告書籍2」といい、これと被告書籍1を合わせて「被告書籍」という。）を発行した。被告書籍2は、過払金の回収方法について、消費者金融の利用者らの一般読者向けに、図表や書式を用いながら平易な記述で解説する書籍で

ある。

(3) 原告アディーレの監修等による書籍の発行（争いがない。）

ア 株式会社ダイアプレスは、平成19年5月19日付けて、「ひとりで出来る 過払い金回収完全ガイド」（以下「原告書籍1」という。）を発行した。原告書籍1は、過払金の回収方法について、消費者金融の利用者らの一般読者向けに、冒頭に漫画形式での説明部分を設け、図表や書式に加えてイラスト等を用いながら、平易かつ簡潔な記述で解説する書籍である。

同書籍の奥付には、編集兼発行人が結城凜、監修が原告アディーレ、執筆が柴田妙子及び株式会社きんのくわがた社と記載されている。

イ 株式会社きんのくわがた社は、平成20年2月10日付けて、原告石丸を著者として、「知らないと損をする！ 過払い金回収完全ガイド（副題 払いすぎた借金を取り戻せ！）」（以下「原告書籍2」といい、これと原告書籍1を合わせて「原告書籍」という。）を発行した。原告書籍2は、過払金の回収方法について、一般読者向けに、ケーススタディ方式、つまり具体的な事例を挙げて説明する方式を基本としつつ、冒頭には漫画形式での説明部分を設け、図表や書式に加えてイラスト等を用いながら、また、付録部分では借金問題に関して「Q&A」方式等による説明も行うなどして、平易かつ簡易な記述で解説する書籍である。この目次最終頁には、原告書籍1に大幅な加筆や増補をした旨が注記されている。

(4) 被告瀧らによる訴訟提起等

被告瀧らは、平成21年8月25日付けて、原告となり、弁護士高橋穣二（以下「高橋弁護士」という。）を訴訟代理人として、名古屋地方裁判所に対し、原告アディーレ、原告石丸を相手方として、被告書籍に依拠して原告書籍が作成されており、原告らが被告瀧らの著作物を無断で複製または翻案したと主張し、被告瀧らの著作権（複製権、翻案権）及び著作者人格権（同一性保持権、氏名表示権）侵害、不法行為等に基づき、損害賠償金等の支払

等を求める訴訟を提起した（平成21年(ワ)第4998号、以下、後記の上訴審も含め「前件訴訟」という。）。（甲1、24）

(5) 被告瀧による記者会見等

被告瀧と高橋弁護士は、平成21年8月25日、名古屋地方裁判所記者クラブにおいて、記者会見を行い、原告らを相手方として著作権侵害等に基づく損害賠償請求訴訟を提起した旨を発表した。

被告研究会は、その管理するウェブサイトにおいて、平成21年8月25日、「アディーレ訴訟に関するニュース」として、原告らを相手方として著作権侵害等に基づく損害賠償請求訴訟を提起した旨、その訴状、記述等の対比表等を掲載した。（甲11）

(6) 上記訴訟の経過

名古屋地方裁判所は、平成23年9月15日、前件訴訟について、被告瀧らの請求をいずれも棄却する旨の判決を言い渡した。（甲1）

被告瀧らは、控訴の申立てをした（名古屋高等裁判所平成23年(ネ)第1116号）。名古屋高等裁判所は、平成24年9月20日、被告瀧らの控訴を棄却する旨の判決を言い渡した。（甲2）

被告瀧らは、上告受理の申立てをしたが（平成25年(受)第4号）、平成25年8月14日、上告審として受理しない旨の決定がされた。（甲3）

3 中心的な争点

不法行為（前件訴訟提起と宣伝行為等の違法、名誉毀損）の成否

4 原告らの主張（各事件共通）

被告らは、①前件訴訟を提起したこと、これに付随し、前件訴訟提起後ことさらに原告らが違法行為をしたかのように宣伝をしたこと、②原告らの名誉を毀損したことについてそれぞれ不法行為責任を負う。

(1) 訴訟提起及び宣伝行為による不法行為

ア 被告瀧らは、事実的、法律的な根拠を欠くことを知りながら、あえて前

件訴訟を提起した。

イ 被告瀧らは、弁護士であるが、弁護士を被告として訴える場合、弁護士職務基本規程70条、同73条に基づき、原告らの行為の違法性が明白であるときを除き、原則として、協議を経た上で、弁護士会により非公表として行われる紛議調停を申し立て、中立な第三者の専門家による判断を経なければならず、協議や紛議調停を経ないで訴訟を提起して敗訴したら、弁護士として相互に名誉と信義を重んじ、自らの見解の妥当性を慎重に検討する義務に違反するものとして、違法性を有するというべきである。被告瀧らは、上記手続を経ないで前件訴訟を提起して、敗訴判決を受けており、その行為は違法性を有する。

ウ 被告瀧らは、弁護士であるが、弁護士を被告として訴える場合、弁護士職務基本規程70条、同73条に基づき、原告らの行為の違法性が明白であるときを除き、原則として、判決が確定するまで、訴訟提起により相手方が不利益や影響を受けるおそれがあるのだから、ことさらに外部に宣伝をしないようにする信義則上の注意義務を負うというべきである。被告瀧らは、前件訴訟判決確定前に、ことさらに外部に宣伝をしており、その行為は上記義務に違反している。

エ 被告書籍中の表現は、法律問題に関する見解、実務上の経験に基づくアイデアや見解及び用語や実務上の運用の説明等にすぎず、著作物としての創作性がないのは明らかであった。

被告瀧らは、弁護士であり、最高裁判例、裁判例、文献等を調査すれば、原告書籍中の記述が著作権を侵害しないことが判明したにもかかわらず、容易に調査できる状況にあり、その能力がありながら、調査を怠った。

また、原告らは原告書籍1の著者でなく、原告書籍2には大幅な加筆増補がされたと注記されているにもかかわらず、被告瀧らは、原告書籍1の著者ではなく、原告らのみを被告として前件訴訟を提起した。

したがって、被告瀧らは、事実的及び法律的な根拠の調査を怠り、さらに、原告らに応訴を強いて損害を与える目的があった。

(2) 名誉毀損による不法行為

ア 被告瀧らは、前件訴訟提起後まもなく、司法記者クラブにおいて記者会見を行い、前件訴訟を提起したこと、原告らが著作権を侵害していること等を発表した。記者会見において、被告瀧は、長年にわたり蓄積してきたノウハウを盗用されたのは残念である旨を発言し、高橋弁護士は、原告石丸側の書籍の表現形式は紛れもなくコピーである旨を発言した。

また、被告瀧らは、被告研究会が管理するウェブサイトにおいて、前件訴訟を提起したこと、訴状、対比表を掲載した。

イ 原告らが著作権を侵害し、原告らを相手方として訴訟を提起したとの事実は、原告らの社会的評価を低下させるものである。

(3) 損害

ア 原告アディーレ

本件訴訟の弁護士費用として合計356万4020円を要した（第945号事件）。

名誉毀損により、社会的評価が傷つけられ、その損害は200万円を下らない（各事件）。

イ 原告石丸

訴訟提起及び宣伝行為による精神的損害は、200万円を下らない（各事件）。

名誉毀損による精神的損害は、200万円を下らない（第945号事件）。

5 被告らの主張の要旨

(1) 訴訟提起及び宣伝行為による不法行為

ア 被告瀧らは、事実的、法律的な根拠を調査して、前件訴訟を提起した。

被告瀧らが執筆した被告書籍と、原告らが監修した原告書籍には、酷似した記述等が数多くあったため、被告瀧らは、知的財産訴訟に詳しい弁護士に対し照会したところ、著作権を侵害しているおそれがあるとの回答を受けた。そこで、被告瀧らは、前件訴訟を提起し、記者会見を行って、原告らを相手方として著作権侵害等を理由とする損害賠償訴訟を提起した旨を発表し、被告研究会も、そのウェブサイト上に、その旨を掲載した。

したがって、前件訴訟の提起が不法行為となるものではないし、原告方に応訴を強いて損害を与える目的等もなかった。

イ 弁護士職務基本規程70条、73条は、不法行為を構成する注意義務の根拠とはならない。したがって、これらの規定によらなかったとしても、不法行為が成立することはない。

また、ことさらに外部に宣伝をしないようにする信義則上の注意義務を負うこともない。

なお、被告瀧らは、原告らに対し、前件訴訟提起前に、著作権を侵害しているのではないかとして、対処を求める旨の通知を発している。

(2) 名誉毀損による不法行為

ア 被告らは、原告らを相手方として著作権侵害等を理由とする損害賠償訴訟を提起した旨を発表したり、ウェブサイトに掲載したが、原告らが著作権を侵害したというのではなく、原告らに民事訴訟を提起したとの事実を摘示したにすぎず、原告らの社会的評価を低下させない。

イ 弁護士である原告らが著作権を侵害したおそれがあるというのであるから、公共の利害に関し、公益目的もあり、上記のとおり、著作権侵害があったと信じることについて相当の理由もあるから、不法行為は成立しない。

第3 当裁判所の判断

1(1) 後掲証拠、本件証拠（甲1から3まで、24、乙A20）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 原告書籍1は、平成19年5月、雑誌形式（ムック形式）で発行され、増刷の予定がなく、コンビニエンスストアの書籍販売コーナー等で販売された。

イ 原告書籍2は、平成20年2月、一般書籍として発行され、書店でも販売された。

被告瀧は、平成20年秋ころ、被告書籍の読者から、原告書籍2の記載が被告書籍の記述と酷似しているとの連絡を受けた。

被告瀧は、原告書籍2を入手し、その記述内容を検討したところ、原告書籍1が発行されていたことを知り、原告書籍1も入手した。

ウ 被告瀧らは、平成21年1月ころには、被告書籍と原告書籍を対比し、記述や表現を1頁毎に照らし合わせる作業を行い、文章表現、書式、図表が酷似する部分の対比表を作成した。そして、10名を超える被告書籍の執筆者との間で今後の対応を協議した。

エ 被告瀧らは、原告書籍1と原告書籍2を対比したところ、原告書籍2が雑誌タイプの原告書籍1のサイズをA5版に変更し、破産、個人再生、任意整理の記載と付録として「借金問題Q&A」を追加しただけであり、これを除けば、原告書籍1と原告書籍2では文章、書式、図表が同一であったことから、原告石丸が原告書籍1と原告書籍2の制作に深く関与し、主体となって執筆したものと判断した。原告書籍1の奥付に執筆者として柴田妙子と記載されているが、同人がイラスト作成者とも記載されていることから、同人が法規関連部分の執筆をしていないものと判断した。

オ 被告瀧らは、原告書籍が著作権侵害に当たるかどうかを検討するため、平成21年2月ころ、著作権の紛争事案を数多く扱う弁護士数名及び弁理士に対し意見を求め、著作権侵害の可能性がある旨の回答を受けた。このうち、著作権訴訟をよく扱う高橋弁護士に対し意見を求めたところ、高橋弁護士は、平成21年3月27日付けの回答書において、著作権侵害が成

立するか否かは、著作物性があるかどうかであって、アイデアではなく、創作性が必要になること、被告書籍中の問題となる記述部分を検討すると、表現方法や形式にやや独自性が薄い部分もあれば、独自性や創作性が高い部分もあるため、著作物性を主張することは十分に可能であること、原告書籍が上記部分を複製または翻案しているかについては、やや表現をかえているものの、記述の本質的部分が再生され、または感得されうる形で記されているので、権利侵害の可能性が十分にあること、著作権侵害訴訟では微妙な判断を要求される事案が多く、部分的な剽窃であって、確実に勝訴できると言い難い面はあるものの、勝算もあるし、何より、被告瀧らの折角の労作を無断で利用していることへのきちんとした対応が必要であること、民法上の不法行為での請求も可能であること、以上から訴訟提起を勧めること、原告アディーレが監修とされ、被告をだれとするかという問題もあること等を回答した（乙A3）。また、高橋弁護士は、同年5月8日付け回答書で、監修者も場合によっては責任を負うことがある旨を判示した下級審判決があることを回答した（乙A4）。

力 被告瀧の代理人高橋弁護士は、平成21年5月19日付け内容証明郵便で、原告らに対し、原告書籍が被告書籍の著作権を侵害しているとして、損害賠償の請求と書籍販売の停止を申し入れた（甲17、18）。これに対し、原告アディーレは、著作権侵害がある部分を示すように返答した（甲19）。そこで、被告瀧の代理人高橋弁護士は、記述が類似する頁等を通知した（甲20、21）。原告アディーレは、著作権侵害の判断が同一性、類似性を評価するものであって、ページ数では判断できないこと、被告書籍を読んだことがなく、原告アディーレの事務所にも存在しないこと等の回答をした（甲22）。

キ 被告瀧らは、平成21年8月25日、前件訴訟を提起し、被告研究会管理のウェブサイト上に、原告らを相手方として損害賠償請求訴訟を提起し

したこと、原告らが監修、執筆した書籍が、被告研究会編著の書籍の著作権を侵害するものであるとして、損害賠償、書籍の発行等の差止め及び謝罪広告を求めるものであること等を掲載し、併せて訴状、対比表も掲載した。被告研究会は、その後も、ウェブサイト上に、訴訟の経過として、実施された期日、出頭者、提出された書面、和解や人証採否に関する協議等を掲載した。

ク 被告瀧と同被告から訴訟委任を受けていた高橋弁護士は、前件訴訟提起後、記者会見を行った。被告瀧は、原告書籍が被告書籍に依拠して制作された旨を説明した。高橋弁護士は、出席した記者らに対し、原告らが監修、執筆した書籍が被告研究会編著の書籍の著作権を侵害していることの判断を裁判所に求める訴訟であること、請求原因であり、著作権の侵害があると主張する部分等について説明をした。

被告瀧と高橋弁護士の記者会見を受け、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞等の全国紙、また日本放送協会は、被告瀧らが原告らに対し、著作権を侵害されたとして損害賠償請求訴訟を提起した旨を報道した。（甲15）

ケ 原告石丸は、平成21年10月7日付で、東京地方裁判所に対し、被告研究会管理のウェブサイトに掲載された前件訴訟の訴状に同原告の住所が記載されているとして、被告研究会が開設するウェブサイト上に自宅住所情報を掲載してはならないとの発令を求める仮処分命令申立てをした（平成21年(ヨ)第3779号）。併せて、原告石丸の代理人弁護士は、平成21年10月10日、被告平井の事務所宛に、仮処分命令申立書をファックス送信した。（乙A9）

被告瀧らは、前件訴訟の訴状には原告石丸の住所として、法人登記簿記載の自宅住所を記載していたが、これを確認しないまま、ウェブサイトに掲載した。被告瀧らは、原告石丸からの通知によりウェブサイトに同原告の自宅住所が掲載されていることを知り、同月12日、当事者目録の掲載

を削除した。

コ 原告書籍と被告書籍を対比すると、次のとおり類似点がある。

- ① 被告書籍2の51頁「図表3-1A●業者のホームページからダウンロード！個人情報開示請求書取寄先一覧表」と原告書籍1の24頁及び原告書籍2の37頁図表は、その様式、文言、レイアウトが酷似している。
- ② 被告書籍1の49頁「[書式2]取引履歴開示請求書」と原告書籍1の25頁及び原告書籍2の40頁書式「取引履歴開示依頼（1回目）」は、その様式、文言、表現、レイアウト、注記の方法が酷似している。
- ③ 被告書籍2の71頁「図表3-6●主務大臣の勧告を求める申告を出そう！行政指導及び行政処分を求める申告書」と原告書籍1の27頁及び原告書籍2の46頁書式「行政指導ならびに行政処分を求める申告書」は、その様式、文言、表現、レイアウトが酷似している。
- ④ 被告書籍1の94頁「[書式4]過払金返還請求通知書」と原告書籍1の35頁及び原告書籍2の60頁書式「過払金返還請求通知書」は、その様式、文言、表現、レイアウト、注記の方法が酷似している。
- ⑤ 被告書籍1の121頁「[書式6]訴状（不開示慰謝料なし）」と原告書籍1の42頁及び原告書籍2の74頁書式「訴状-1」は、その様式、文言、表現、レイアウト、注記の方法が酷似している。
- ⑥ 被告書籍1の123頁訴状の一部と原告書籍1の43頁及び原告書籍2の76頁書式「訴状-2」は、その様式、文言、表現、レイアウト、注記の方法が酷似している。
- ⑦ 被告書籍2の136頁「図表6-1●あなたの近くの裁判所で裁判を起こそう！訴訟進行フローチャート」と原告書籍1の47頁及び原告書籍2の87頁図表「訴訟の進行から和解まで」は、その様式、文言、表現、レイアウトが酷似している。
- ⑧ 被告書籍1の149頁「[書式10]訴えの変更申立書」と原告書籍1

の 65 頁及び原告書籍 2 の 116 頁書式「訴えの変更申立書」は、その様式、文言、表現、レイアウト、注記の方法が酷似している。

⑨ 被告書籍 1 の 152 頁「[書式 12] 訴えの取下書」と原告書籍 1 の 71 頁及び原告書籍 2 の 128 頁書式「訴えの取り下げ書」は、その様式、文言、表現、レイアウト、注記の方法が酷似している。「第 1 回公判前の和解は、」は、同じ文言である。

⑩ 被告書籍 1 の 150 頁「3 手数料（印紙代）還付申立ての方法」と原告書籍 1 の 70 頁及び原告書籍 2 の 130 頁「手数料還付の申し立てをしよう」は、その文言、表現が酷似している。（以上、乙 A 15）

サ 前件訴訟の第 1 審判決は、次のとおり認定している。

著作権等侵害について、「以上のとおり、原告各表現と本件各表現とは、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性のない部分において同一性を有するにすぎないから、本件各表現は、いずれも原告各表現を複製、翻案したものとは認められない。」

不法行為について、「前記認定事実によれば、本件書籍 1 の執筆者である柴田は、過払金返還請求訴訟をしたことがない素人であり、過払金に関する本を参考にして本件書籍 1 を執筆したこと、柴田が原告各書籍を参考にする機会があったことが認められる。また、別紙対比表 2 のとおり、原告各書籍と本件書籍 1 とでは、各表現部分において相当程度の同一性、類似性が認められる上、本件書籍 1 は、原告書籍 1 の「第 1 回公判前の和解」という誤った記載と全く同一の記載をしていることからすれば、柴田は、原告各書籍に依拠して本件書籍 1 を執筆したものと推認せざるを得ない。」「また、前記認定事実のとおり、被告石丸は、本件書籍 1 の加筆・増補を行って本件書籍 2 を作成したものと認められるから、結局、本件書籍 2 は、原告各書籍に依拠した本件書籍 1 に依拠したものというべきである。」「しかしながら、」「被告アディーレが本件書籍 1 を監修した行為、

被告石丸が本件書籍1に依拠して本件書籍2を作成した行為が、公正な競争として社会的に許容される限度を逸脱した不公正な行為として不法行為を構成するとまで認めることはできない。」

第2審判決は、第1審判決をほぼ踏襲している。

- (2) 以下、上記認定に基づいて、原告ら主張の不法行為の成否について検討する。

2 訴訟提起及び宣伝行為による不法行為の成否

(1) 原告らは、被告瀧らが弁護士であり、判例等の調査をする能力を有していたにもかかわらず、これをしないで、事実的、法律的根拠がないのを知りながら、あえて原告らに応訴を強いる目的で訴訟を提起したなどと主張する。

(2)ア しかしながら、被告瀧らは、原告書籍2の記述が被告書籍と類似しているとの指摘を受け、原告書籍2を入手したうえ、さらに原告書籍1の発行もわかったため、これも入手したこと、そして、被告書籍と原告書籍を比べ、その記述、書式、図表について、様式、文言、表現、レイアウト、注記の方法等を対比する作業をしたこと、これらの検討の結果、原告書籍1は、被告書籍1の「第1回公判前の和解」との誤った記載と同一の記載をしているなど、原告書籍の記述等が被告書籍のそれと酷似しており、被告書籍を参照し、これを用いて原告書籍が制作されたと判断したこと等が認められる。したがって、被告瀧らは、実物から類似部分を抽出する作業をして、これに基づき、酷似しているため、依拠して制作されたと判断したものということができる。

そのうえで、被告書籍と原告書籍を対比すると、記述、書式、図表等の一部について、様式、文言、表現、レイアウト、注記の方法等が酷似していることは明らかであって、原告書籍は、被告書籍を参照し、その一部をほぼそのまま用いるなどして制作されたと認めることが相当である。

以上によれば、被告瀧らの判断過程において、前提とした事実、その評

価方法は、合理的なものといえるのであって、事実的な根拠がなかったと知っていたとか、容易に知り得たなどというべきではない。

イ 次に、著作権を侵害するかどうかを検討すると、言語の著作物の翻案（著作権法27条）とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想または感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいい、著作権法は思想または感情の創作的な表現を保護するものであるから（同法2条1項1号参照），既存の著作物に依拠して創作された著作物が思想、感情、アイデア、事実、事件など表現それ自体でない部分または表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案にはあたらないと解される（最高裁判所平成13年6月28日判決参照）。

そこで本件についてみると、なるほど、過払金返還請求訴訟等の手続については、民事訴訟法等の法律で定められているから、その手続の教示には創作性があるとまではいえないことも多いであろう。しかしながら、これを文章、書式、図表、チャート、注記で表現するような場合には、制作者の創意工夫が現れ、創作性があると判断されることもあり得るはずであって、議論の余地なく創作的な表現にあたらぬなどと断言できるものではないし（上記判決に係る解説である財団法人法曹会発行最高裁判所判例解説民事篇平成13年度（下）563頁から566頁まで参照），法的手続の教示について創作にあたる余地がない旨を具体的に例示した文献や、これを具体的に判示した最高裁判所判決等の判例上の根拠があるわけでもない。実際にも、前件訴訟では、受訴裁判所は、被告瀧らが著作権侵害と主張する箇所について、一つずつその創作性の有無を判断している。

また、被告瀧らは、知的財産訴訟に精通している弁護士に対し意見を求

めたところ、独自性や創作性が高い部分があり、著作物性を主張するのが可能であって、やや表現をかえているものの、記述の本質的部分が再生され、または感得されうる形で記載されており、確実に勝訴できると言い難い面はあるが、勝算もあるとの回答を受けた。してみれば、被告瀧らは、念のため専門的知見を有する弁護士に対し意見照会しており、慎重に検討していたといえるし、その回答も、何ら不合理なものではない。

加えて、一部の記述等をほぼそのまま用いるなどして書籍を発行した場合に民法上の不法行為が成立するかどうかについては、故意または過失や、違法性の判断が争点になることが十分に予想され、これは主に評価に係わるのであるから（前件訴訟では「公正な競争として社会的に許容される限度を逸脱した不公正な行為と評価される場合」かどうかという判断をしている。），不法行為の成否についても、被告瀧らが法律的根拠がないことを知っていたとか、容易に知り得たなどといえないことは明らかである。

以上によれば、被告瀧らが著作権侵害等があると判断して前件訴訟を提起して敗訴判決を受けたとしても、法律的な根拠がないことを知っていたとか、容易に知り得たなどというべきではない。

ウ 原告らは、被告瀧らには原告らに応訴を強いて損害を与える目的があったと主張するが、これを裏付ける的確な証拠はない。この点、原告らは、被告研究会が管理するウェブサイト上に原告石丸の自宅住所を掲載したと主張するけれども、そのような事実があったからといって、応訴を強いて損害を与える目的があったと推認できるものではない。付言すると、被告瀧らは、前件訴訟の訴状に原告石丸の自宅住所を記載したが、これを確認しないまま、訴状をウェブサイトに掲載したところ、同原告からの通知によってこれに気付き、直ちにウェブサイトから訴状の当事者目録を削除したというのであって、かえって、被告瀧らにはそのような加害の目的等がなかったとうかがえるというべきである。

工 原告らは、要するに、弁護士職務基本規程70条、同73条に基づき、当事者間の協議や弁護士会による紛議調停を経てから訴訟提起すべきであるにもかかわらず、被告瀧らがこれに違反して前件訴訟を提起した旨の主張をする。

しかし、弁護士職務基本規程70条、その具体例である同73条を遵守しない行為が直ちに不法行為上の注意義務違反を構成すると解すべきではなく、原告らの主張は前提を欠くというべきである。かえって、被告瀧らは、原告らに対し、被告書籍と原告書籍が酷似しており、著作権侵害のおそれがあるため、対処をするように求める通知をしたにもかかわらず、原告らは、著作権侵害の判断には同一性や類似性の評価が必要であって、被告書籍を知らず、法律事務所にも存在しないと回答したのみで、記述内容を調査したり、その検討結果を回答しなかったというのであるから、被告瀧らが前件訴訟の提起に至ったとしても、弁護士の職務としても、何ら非難されるところはないというべきである。

才 原告らは、要するに、弁護士職務基本規程70条、同73条に基づき、判決が確定するまで、ことさらに外部に宣伝をしないようにする信義則上の注意義務を負うにもかかわらず、被告瀧らがこれに違反して記者会見し、前件訴訟提起の発表をしたことが違法である旨の主張をする。

しかし、弁護士職務基本規程70条、同73条は努力規定と解すべきであり、これに基づき、また、信義則上の注意義務として、判決が確定するまで外部に宣伝をしないようにする不法行為上の注意義務を負うものと解すべきではなく、原告らの主張は前提を欠くというべきである。かえって、被告瀧らは、原告らに対し著作権侵害等を理由とする損害賠償請求訴訟を提起したと発表し、合わせてその旨をウェブサイト上に掲載したにすぎないし、これを報道するかどうか、どのように報道するかは、新聞社等の報道機関の判断によるものである。したがって、被告瀧らが記者会見して前

件訴訟提起の発表をしたり、これをウェブサイト上に掲載したとしても、何ら不法行為を構成するものではないというべきである。

カ なお、原告らは、原告アディーレが平成21年2月20日に名古屋市西区内に支店を設立し（甲33）、同年3月9日にその旨のプレスリリースをしたこと（甲34）、同年3月10日に被告瀧が愛知県弁護士会消費者委員会委員らに対し、東京の大手法律事務所が名古屋市内に支店を設立するが、依頼者との面談なしで受任をしているため、年度内には依頼者との面談のない受任を懲戒対象とする規約を制定したいと提唱したこと（甲27から31まで）、同年3月27日に高橋弁護士が被告平井に対し著作権侵害に関する回答をしたこと等から、被告瀧らが原告アディーレの経営を妨害するため、事実的法律的根拠がないことを知りながら、不当に前件訴訟を提起した等と主張するが、上記経過から当該主張事実を推認することなどできないと言うべきである。

また、原告らは、監修者であるから著作権侵害等を理由とする不法行為責任を負わない等と主張するが、事案によることは明らかであるし、原告らがどの程度制作に関与していたかを被告瀧らが前件訴訟前に知る由もなく、原告らも十分にこれを説明したとはいえない（要するに書籍を知らないとの回答をしたのみで、類似している部分の有無等について調査や説明をしていないし、監修に関する説明もしていない。）のであって、併せて法的事項に係る書籍について弁護士事務所が監修しているのであれば（原告書籍1）、弁護士が関与しているであろうと考えるのはごく自然であって、被告瀧らが事実的法律的根拠がないことを知っていたとか、容易に知り得たなどということはできない。

キ 以上によれば、被告らに前件訴訟提起と宣伝行為について不法行為が成立する旨の原告らの主張は、法律上の根拠を欠くか、その前提となる事実が認められないのであって、理由がない。

3 名誉毀損による不法行為の成否

(1) 原告らは、被告瀧らが記者会見で著作権侵害等を理由とする前件訴訟提起を発表し、またはウェブサイト上でその旨の訴状を掲載したことが名誉毀損に当たると主張する。

(2)ア しかしながら、まず、記者会見において、被告瀧が長年にわたり蓄積してきたノウハウを盗用されたのは残念である旨を発言し、高橋弁護士が原告石丸側の書籍の表現形式は紛れもなくコピーである旨を発言したこと裏付ける的確な証拠はなく（甲15、23、42の1では認めるに足りない。），当該事実は認められない。

イ 次に、被告瀧は、記者会見においても、ウェブサイトにおいても、原告らが原告書籍によって被告書籍の著作権を侵害したこと等を理由として損害賠償を求める訴訟（前件訴訟）を提起した旨の事実を摘示したと解すべきである。

この点、当該事実、つまり、民事訴訟を提起されたという事実によって、直ちに当該被告の社会的評価が低下するといえるかは甚だ疑問である。民事裁判では被告敗訴の割合が高いとして、相当程度に訴訟上被告が責任を負うものと理解されているわけではない。ましてや、著作権侵害等を理由とする訴訟であれば、受け手は、その理解や判断が難しいものである。したがって、損害賠償を求める民事訴訟が提起されたとの事実により、一般的に、当該被告が違法な行為によって損害賠償義務を負うものと受けとめられているということはできないであろう。以上によれば、著作権侵害等を理由とする民事訴訟を提起したとの事実は、名誉毀損に当たるとは即断できないというべきである。

また、名誉毀損に当たるとしても、前件訴訟を提起したことが真実であることは明らかであり、弁護士による著作権侵害事案であることに照らすと、公共の利害に関し、公益目的も認められるから、違法性はないと認め

ることが相当である。

したがって、いずれにしても不法行為は成立しない。

ウ さらに、被告瀧は、上記のとおり、前件訴訟を提起したとの事実を摘示したが、併せて、原告書籍には被告書籍と類似した部分があるとの説明を公表している。

この点、前件訴訟を提起した理由として、類似部分があると説明していることに鑑みると、類似部分があるとの説明について、事実を摘示したといえるかどうか、さらには、これにより直ちに原告らの社会的評価が低下したといえるかどうかは甚だ疑問である。仮に、類似部分があるとの当該説明が事実の摘示にあたり、これによって原告らの社会的評価を低下させたとしても、上記認定のとおり、酷似した部分があることは真実であり、弁護士による著作権侵害事案であることに照らすと、公共の利害に関し、公益目的も認められるから、違法性はないというべきである。

したがって、不法行為は成立しない。

エ 加えて、被告瀧らは、記者会見やウェブサイトにおいて、原告らが著作権侵害により損害賠償義務を負うものと主張するとの意見を述べ、その意見が原告らの名誉を毀損するものであったとしても、意見の前提となった事実、すなわち酷似する部分があるとの事実は、上記のとおり真実であり、弁護士による著作権侵害事案であることに照らすと、公共の利害に関し、公益目的があるとともに、意見も人身攻撃に及ぶものではない。したがつて、意見の表明については、不法行為は成立しない。

オ 以上によれば、被告らの行為が名誉毀損にあたり、不法行為が成立するとの原告らの主張は認められない。

4 よって、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却し、訴訟費用の負担につき民訴法61条、65条を適用して、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第5部

裁判官 齋 藤 清 文

これは正本である。

平成27年5月29日

名古屋地方裁判所民事第5部

裁判所書記官 高田恵理

